二　電話番号、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）及びファクシミリの番号（差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。以下同じ。）
三　当該事業者又はその代理人の氏名又は名称
四　法第十二条の三第一項の規定による要請である旨
五　要請の理由
六　開示を要請する消費者契約の条項の要旨
七　希望する開示の実施の方法及び開示を実施するために必要な事項
（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請に係る手続）
第一条の四　法第十二条の四第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付し、又は提供して行うものとする。
一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号
三　当該事業者又はその代理人の氏名又は名称
四　法第十二条の四第一項の規定による要請である旨
五　要請の理由
六　希望する説明の実施の方法
（差止請求に係る講じた措置の開示要請に係る手続）
第一条の五　法第十二条の五第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付し、又は提供して行うものとする。
一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

［条を加える。］

［条を加える。］

三　当該事業者又はその代理人の氏名又は名称
四　法第十二条の五第一項の規定による要請である旨
五　当該事業者又はその代理人が負う法第十二条第三項又は第四項の規定に規定する行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる義務の内容
六　希望する開示の実施の方法
（業務規程の記載事項）
第六条　法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
一　差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務（第二十一条第一項第四号において「差止請求情報収集提供業務」という。）の実施の方法に関する事項
［ニ～ヘ　略］
［二～五　略］
［号を削る。］
六　法第三十一条第二項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項
七　［略］
（認定の申請書の記載事項）
第七条　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

（業務規程の記載事項）
第六条　法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
一　差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項
［イ・ロ　同上］
ハ　消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（第二十一条第一項第四号において「差止請求情報提供業務」という。）の実施の方法に関する事項
［ニ～ヘ　同上］
［二～五　同上］
六　法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項
七　法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項
八　［同上］
（認定の申請書の記載事項）
第七条　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律